

## 第15回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会 補助資料

## 1. 条例素案作成の基本的考え方について

平成27年1月に公募市民等で構成する古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を設置し、「どうやって」古賀市らしいまちづくりを行っていくのかについて、これまでに14回に渡って議論してきました。

また、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会が主催となって、市内8小学校区でサマーミーティングを開催したり、様々な分野のゲスト参加者に議論に加わっていただいたりするなど、より多くの市民の意見を自治基本条例に反映するよう努めてきました。

これから、平成28年12月の答申に向けて、これらの貴重な意見を出来る限り反映し、古賀市自治基本条例（仮称）素案作成作業を進めていくことになります。

条例素案作成の基本的考え方をもう一度振り返り、その上で本日の話し合いを行います。

## 【条例素案作成の基本的考え方】

## 自治基本条例制定の目標

- より市民のための議会・行政を実現する。
- 市民自身がまちづくりに加わり、力を発揮できるような仕組みを考える。

## 自治基本条例の役割

- まちづくりの担い手である市民・議会・行政の役割、責務などを明確にする。
- まちづくりを進めていくための基本的な考え方や仕組み（ルール）を示し、市民・議会・行政で共有する。

## 全体構成の考え方

- 全国では、多くの自治基本条例が制定されていますが、他市の特徴ある項目を寄せ集めるのではなく、これまでの策定委員会での検討結果やサマーミーティング等のご意見を十分に精査し、古賀市らしい魅力あるまちづくりを進めていくうえで必要な自治の基本的考え方やルールを盛り込みます。
- 自治基本条例は、古賀市のまちづくりの進め方についての基本的事項や考え方を定める条例であることから、個別分野（健康福祉・生活環境・都市計画・教育など）に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを基本的な考え方として、古賀市のまちづくりの全体に関わる仕組みを示すものとします。
- 市議会については、平成26年4月に施行されている「古賀市議会基本条例」の内容を尊重し、位置付けていきます。

## 2. 本日の話し合いについて

### ①各主体の役割（模造紙）

自治の担い手である市民・議会・行政の役割（とりまとめ部会案）は、これまでの検討結果などを踏まえて基本的・一般的な役割を記載しています。

情報共有・市民参画・共働等を進めていくうえでの役割・仕組みは、それぞれの項目ごとに定めることとします。

これまでの検討結果である「はじめの一步案 Ver.2」や本日のミニ出前講座の話参考にしながら各主体の役割について加筆・修正する事項を検討します。

市議会については、平成26年4月に施行されている「古賀市議会基本条例」の内容を尊重し、位置付けていくこととなりますが、今回の話し合いでは、市民・議会行政の役割等について自由に意見交換を行います。

### ②市民の定義

自治基本条例における「市民」の定義を検討するポイントは、まちづくりの主体となる市民は誰なのかという点です。定義づけにはいくつかのパターンがありますので、「市民の役割・責務等に当てはまる市民の定義とは？」について検討します。各グループで下の①～⑨のうち市民の定義に当てはまるものを検討します。

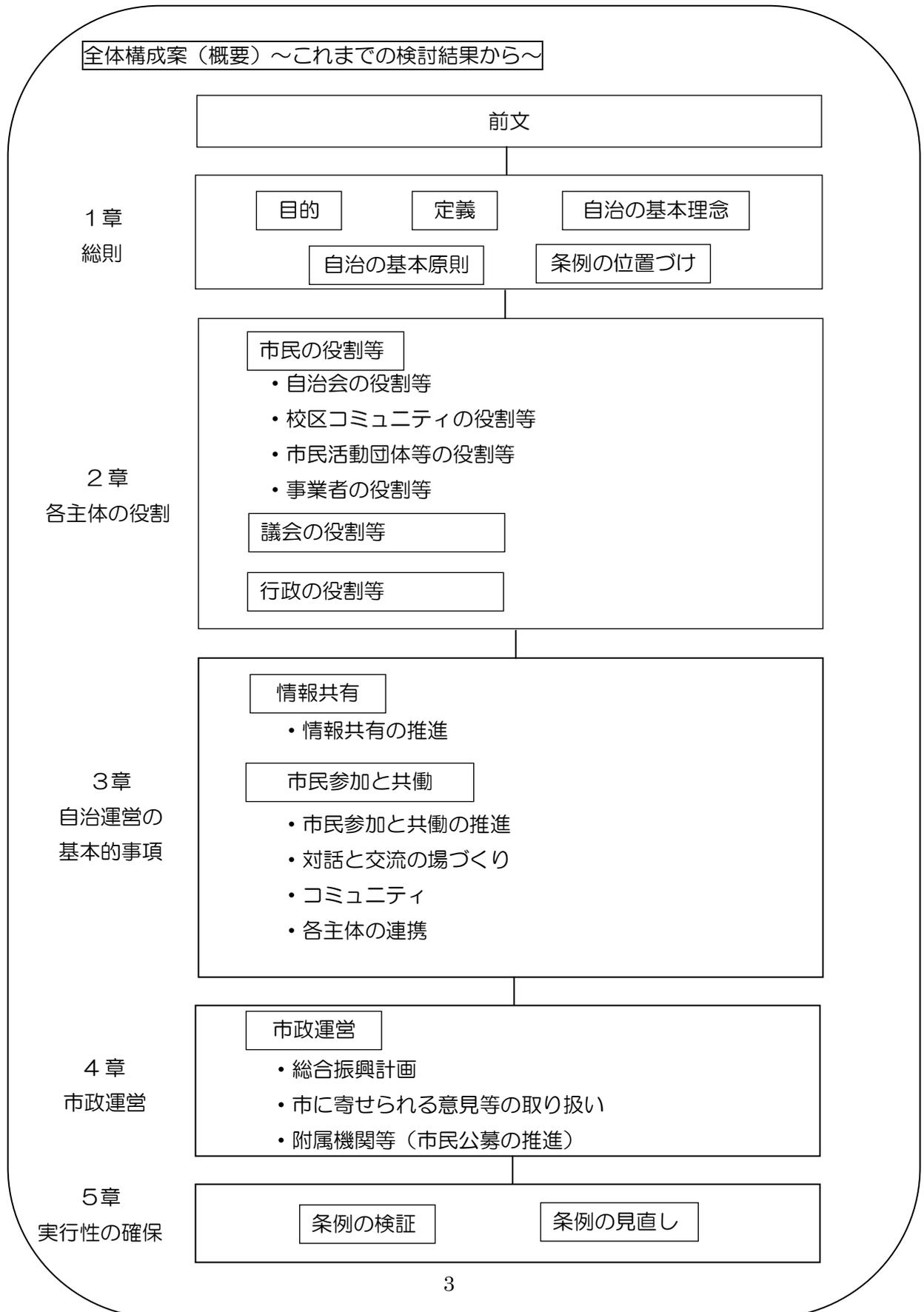
**※市民の定義・各パターンについて（市民に当てはまる番号を全て選択します。）**

【松下啓一著 「自治基本条例のつくり方」より】

① 市内に住所を持っている者	住民票を持っている者
② 市内に居住する者	居住しているが住民票がない者
③ 市内で就業する者	
④ 市内で就学する者	
⑤ 市内に事務所を有する法人その他の団体	事業者
⑥ 市内で活動する法人その他の団体	自治会、校区コミュニティ、市民活動団体等
⑦ 市内で活動する者	市民活動団体等で活動する個人
⑧ 利害関係を有する人や団体	不動産を有する人や団体等
⑨ 納税者	

③条例素案全体構成案

「はじめの一步案 Ver.2」など、これまでの策定委員会やサマーミーティング等で話し合われた内容が盛り込まれているか確認し、加筆・修正する点がないか各グループで検討します。



【参考】県内自治体 自治基本条例等における「市民」の定義

自治体名	条文	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
古賀市 議会基本 条例	(定義なし)									
うきは市	第2条(1)市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。	○	○	○	○	○				
福津市	第2条(1)市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。 ※(2)事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。	○	○	○	○			○		
北九州市	第3条(1)市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。	○		○	○	○	○	○	○	
嘉麻市	第3条(1)市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。	○	○	○	○	○	○			
宮若市	定義なし ※第2条(1)市民等 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者、市内に不動産を有する者並びに市内で事業活動その他活動を行う者及び団体をいう。									
筑紫野市	第2条(1)市民 市内に住む者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。 ※(2)事業者等 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう	○	○	○	○					
糸島市	第2条(2)市民 次に掲げるものをいう。 ア 年齢及び性別を問わず、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人 イ 年齢及び性別を問わず、市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する個人 ウ 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する法人及び団体	○	○	○	○	○	○	○		
大牟田市	第2条 (1)市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。 ※(2)市民等 市民並びに市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。 ※(3)事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。	○	○	○	○					
桂川町	第3条(1)町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)、町内で働く人及び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。	○		○	○	○				

①～⑨について

①	市内に住所を持っている者	住民票を持っている者
②	市内に居住する者	居住しているが住民票がない者
③	市内で就業する者	
④	市内で就学する者	
⑤	市内に事務所を有する法人その他の団体	事業者
⑥	市内で活動する法人その他の団体	自治会、校区コミュニティ、市民活動団体等
⑦	市内で活動する者	市民活動団体等で活動する個人
⑧	利害関係を有する人や団体	不動産を有する人や団体等
⑨	納税者	

各主体の役割 検討シート

市民	議会	行政(市長・執行機関・職員)
<p><b>【市民】</b>                      ・市民は、まちづくりの担い手として、自らの発言と行動に責任を持ちながら、自発的にまちづくりに関わるよう努める。                      (強制するものではない。自らの意思に基づくもの)</p> <p>・市民は、地域活動や市民活動がまちづくりの担い手としての行動や意識を育み、古賀市の住みよいまちづくりに寄与していることを踏まえて、これらの活動に協力していくよう努める。</p> <p><b>【自治会】</b>                      ・自治会は、自治会区域内の住民同士の交流と親睦を促進するよう努める。(役割を担う。)                      ・自治会は、身近な地域課題の解決に取り組み、自治会区域内のまちづくりを推進するよう努める。(役割を担う。)</p> <p><b>【校区コミュニティ】</b>                      ・校区コミュニティは、校区内の自治会、小学校等の各種団体間の交流・連携を促進するよう努める。</p> <p><b>【市民活動団体】</b></p> <p><b>【事業者】</b></p>	<p><b>【議会】</b>                      ・議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成する議決機関としての役割を担う。                      ・議会の運営その他必要な事項については古賀市議会基本条例に定める。</p>	<p><b>【市長】</b>                      ・市長は、選挙で直接選ばれた代表者として古賀市を統括する。                      ・市長は、市の代表者として、効率的で公正かつ透明性の高い市政運営に当たらなければならない。</p> <p><b>【職員】</b>                      ・職員は、市民全体のために働くものとして、市民の声を真摯し受け止め、職員間の情報共有・連携を図りながら職務を遂行する。</p>

【参考:はじめの一步案Ver.2に盛り込む内容 抜粋】

	市民	議会	行政(市長・執行機関・職員)
意識	個人 ・自分たちの地域を自分達で良くしていこうという主体性(当事者性)を持つ		(市の組織は)相互に連携を図る
情報共有	個人 ・積極的にまちづくりに関する情報を収集・発信する	・情報を相互に提供・共有し、活用するよう努める(信頼関係の構築)  ・市民に分かりやすく情報を発信する	・市民からの情報を収集する ・市民に分かりやすく情報を発信する ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う
	団体 ・積極的にまちづくりに関する情報を発信する(地域活動、行事など) ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う		
	事業者 ・積極的にまちづくりに関する情報を発信する(社会貢献活動、行事など)		
参加・共働	・自発的意思に基づき市民参加することができる  個人 ・同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有する人など、多様な世代や立場の人々と対話・交流する ・参加するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つ ・地域の活動に積極的に参加する	・市民と自由に意見交換する集会等を開催する	・多様な世代や立場の人々が対話・交流できるよう意見交換会、討論会等を開く ・市民の参加する機会の充実に努める ・コミュニティの推進のための支援を行う ・自治会活動に対する支援を行う ・校区コミュニティの充実にむけた支援を行う
	団体 ・多様な世代や立場の人々の対話・交流の場づくりを行う ・(市民に)自発的な加入や参加を働きかける ・市民が活動に参加しやすい環境づくりを行う ・市民の意欲、経験、知識を活かす ・(市民団体同士で)連携・協力する		
	地域コミュニティ ・顔の見えるつながりづくりを行う ・市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う		
市政運営・議会		・市民の多様な意見を把握して市政に反映する ・市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催する	・市政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聴く機会の充実に図る ・市民の意見、要望、提案等へ適正、公正に対応する ・総合振興計画の策定等の市民参加の機会の充実に努める ・総合振興計画の適切な進行管理を行う。(透明性を確保し、社会情勢に応じた見直しを行う)